



県民環境林の概要



県民環境林とは？

- (社)青い森農林振興公社が、昭和45年から民有地に造林した分収林を、平成25年4月に青森県が引き継いだ森林
- この分収林は、森林資源の造成だけでなく森林の持つ水資源のかん養や土砂災害の防止など公益的機能の発揮等に重要であるため、**県民共通の「公共財」**として、『**県民環境林**』と命名し、適切に管理・経営しています。

【県民環境林の経営方針】

- 全ての県民が等しく恩恵を受ける森林の公益的機能の発揮
- 収益性に配慮した経営による財産の造成
- 県民の理解と参画による適正な管理と整備の推進



約1万haの県民環境林で、計画的に間伐などの手入れをしています。



間伐



健康な森林は、公益的機能を高度に発揮します。

分収林: 土地所有者と造林・保育を行う者(県)が分収造林契約を結び、その収益を分け合う森林。



森林整備の必要性

森林整備のサイクル「植える→育てる→使う→植える」が、健康な森林をつくり、水源かん養や土砂災害の防止など多面的な機能を高度に発揮させます。



間伐(抜き伐り)で、光が入り草が生えるような健康な森林は、豊富な水を蓄え、国土を守ります。



森林の多面的な機能の発揮

